

【給付対象になる事例】

活動区分	活動内容
岐阜県 P T A 連合会	◎ 大会・評議員会・役員理事会・常置委員会・特別委員会・見舞金給付会等の諸活動・会議、並びにそれらの運営に関連する業務への参加。(打ち合せ会を含む)
地区・郡・市・町・村 P T A 連合会	◎ 大会・役員理事会・委員会等の諸活動・会議、並びにそれらの運営に関連する業務への参加。(打ち合せ会を含む)
単位 P T A	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 総会・役員会・委員会等の諸活動・会議、並びにそれらの運営に関連する業務への参加。(打ち合せ会を含む) ◎ 学級・学年・全校 P T A として計画された以下の活動。但し、何れもあらかじめ計画され、会長や組織の承認または決定されていること。 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 学習会・スポーツレクリエーション活動 ◇ 給食試食会・プール監視の補助員・バザー等 ◇ 交通指導・巡回指導・資源分別活動等の校外活動 ◎ 学校行事における P T A 活動の部分 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 運動会・文化活動・授業参観 並びに学級や学年懇談会(祖父母学級を含む) ◎ 学校教育活動で、P T A に協力を依頼された活動の部分。但し、P T A 年間活動計画に記載され、学校長から P T A 会長に共催(協力)依頼書が出されており、会長から参加会員に依頼文が出されていること。 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 総合的な学習活動・生活科学習活動等
その他の	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 県教育委員会等の行政機関が実施する P T A に関する事業への参加。 ◎ 県 P T A 連合会より上部機関が実施する各種業務等への参加。 ◎ 県 P T A 連合会・地区都市町村 P T A 連合会・単位 P T A が機関決定(または会長専決)し、会長が委嘱した業務への参加。 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 他団体や他機関との連絡・交渉業務や研修会等

【給付対象にならない事例】

(※印は給付対象になる事例)

- ◎ P T A 行事としての位置付けがない場合
- ◎ 疾病・自動車事故(交通事故)の場合
- ◎ 通入院が 1 日のみの場合
- ◎ P T A 行事と認定しない行事
 - ◇ 授業参観のみの場合、児童生徒の学習発表会、個人懇談等
 - ◇ P T A の組織代表以外で冠婚葬祭、祝賀会等に出席した場合
 - ◇ P T A 活動に付随して行われる活動(託児所の開設による事故等)
- ◎ P T A 行事のために同伴した幼児の自損事故
- ◎ 自身の無免許、飲酒等による事故、及び自殺・喧嘩等
- ◎ 地震、台風、津波等の天災による事故
 - * P T A 活動としての救出作業中の事故は対象
- ◎ 会員以外(祖父母・親戚・友人・幼児等)が P T A 活動に参加して起きた事故
 - * P T A 主催・共催による祖父母学級へ参加した祖父母の事故は対象
 - * 親の代理として参加した祖父母等は対象
- ◎ 学校行事(文化祭・運動会等)や部活動(対外試合を含む)の見学・応援等
 - * 運動会等における P T A が担当する業務や種目における事故は対象